

東京学芸大学大学院学則の全部を改正する学則を次のように制定する。

平成16年 2月13日

東京学芸大学長
鷺 山 恭 彦

平成16年学則第 1 号

東京学芸大学大学院学則の全部を改正する学則

東京学芸大学大学院学則（平成 8 年学則 1 号）の全部について、別紙のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学大学院学則

〔平成16年2月13日〕
学 則 第 1 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人東京学芸大学学則（以下「大学学則」という。）第6条第2項の規定に基づき、大学院について必要な事項を定めるものとする。

(研究科)

第2条 大学院に教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。

2 連合学校教育学研究科の教育研究は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人千葉大学及び国立大学法人横浜国立大学の協力により実施する。

(課程)

第3条 教育学研究科に修士課程を置き、連合学校教育学研究科に後期3年のみの博士課程を置く。

(研究科の目的)

第4条 教育学研究科は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となる能力を養うことを目的とする。

2 連合学校教育学研究科は、教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 管理運営

(研究科長)

第5条 各研究科にそれぞれ研究科長を置く。

2 研究科長については、各研究科において別に定める。

(教育学研究科の運営)

第6条 教育学研究科の運営に関する事項及びその他必要な事項については、教授会及び教育研究評議会で審議する。

(研究科委員会)

第7条 連合学校教育学研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、連合学校教育学研究科において別に定める。

(その他の組織)

第8条 別に定めるところにより、研究科の運営のために必要な組織を置くことができる。

第3章 専攻、学生定員、修業年限及び在学年限

(専攻)

第9条 研究科に置く専攻は、各研究科において別に定める。

(学生定員)

第10条 大学院の入学定員及び収容定員は、各研究科において別に定める。

(標準修業年限及び在学年限等)

第11条 教育学研究科の標準修業年限は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコース（以下「教育学研究科短期特別コース」という。）の標準修業年限は1年とする。

3 教育学研究科の学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。

4 連合学校教育学研究科の標準修業年限は3年とする。

5 大学院の在学年限は、休学期間を除き、教育学研究科及び連合学校教育学研究科ともに6年以内とする。ただし、教育学研究科短期特別コースの在学年限は3年以内とする。

第4章 授業科目、単位履修方法、課程の修了要件等

(授業科目等)

第12条 各研究科における各専攻の授業科目、単位数及び履修方法等に関する事項は、各研究科において別に定める。

(指導教員)

第13条 研究科長は、学生の入学後、当該学生の指導教員を決定する。

(履修科目の届出)

第14条 学生は、指導教員の指導に基づき、当該学年内に履修しようとする授業科目を、所定の様式により研究科長に届けなければならない。

(単位修得の認定)

第15条 単位修得の認定は、学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告等に基づきこれを行う。

(教育方法の特例)

第16条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学生が、国内若しくは外国の他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において、研究科の課程の修了に必要な研究指導の一部を受けることが、教育上有益であると研究科において認めるときは、当該研究科はその定めるところにより、当該他大学院等との協議に基づき、学生が研究指導を受けることを認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第18条 学生が、他の大学院（外国の大学院を含む。）において、専攻分野に関する授業科目を履修しようとするのが、教育上有益であると研究科において認めるときは、当該研究科はその定めるところにより、当該大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した授業科目及び単位数については、各研究科の定める範囲内で、これを大学院における相当する授業科目及び単位数を修得したものと

みなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院又は他の大学院において科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第20条 大学院の課程の修了の要件については、各研究科において別に定める。

(学位の授与)

第21条 教育学研究科の課程を修了した者には修士の学位を、連合学校教育学研究科の課程を修了した者には博士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、別に定める。

第5章 入学、休学、留学及び退学等

(入学時期)

第22条 大学院への入学は、毎年4月とする。

(入学資格)

第23条 大学院の入学資格については、各研究科において定める。

(入学の出願)

第24条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところによる選考の結果に基づき、教授会（連合学校教育学研究科にあつては、研究科委員会。第33条において同じ。）の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第26条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

(再入学)

第27条 大学院の退学者が、再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第28条 他の大学院の学生で、大学院へ転入学を志願する者があった場合には、その事由及び学力等を審査した上で、これを許可することができる。

(転学)

第29条 他の大学院へ転学を希望する学生は、学長の承認を得なければならない。

(休学)

第30条 学生が疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2月以上にわたり修学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

2 休学期間については別に定める。

3 休学の事由が消滅したときは、当該学生は、速やかに所定の手続をとり、復学しなければならない。

(留学)

第31条 大学院は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学する場合は、休学の取扱いをしないものとする。

3 第18条第2項の規定は、第1項の規定により学生が留学する場合に準用する。

4 留学の手続その他留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第32条 退学を希望する学生は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第11条第5項に定める在学年限を超えた者

(2) 第30条第2項に基づいて定められた休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等があった者

(4) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。）

(6) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち、徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間内に入学料を納付しない者

第6章 懲戒

(懲戒)

第34条 学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会及び教育研究評議会（連合学校教育学研究科にあっては、研究科委員会）の議を経て、当該学生を懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 入学料及び授業料

(入学料及び授業料の額)

第35条 入学料及び授業料の額は、別に定める。

(授業料の納付期限)

第36条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。

前期 (4月1日から9月30日まで) 4月30日まで

後期 (10月1日から翌年3月31日まで) 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(授業料等の返付)

第37条 一度納付した入学料及び授業料は返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。

3 前条第2項及び第3項により前期に係る授業料を徴収するときに、後期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返付することができる。

(入学料及び授業料の免除等の手続き)

第38条 入学料及び授業料の免除等の手続は、大学学則の規定を準用する。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外の者で、大学院に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科の定めるところにより、正規の課程に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、研究科において定める。

(特別聴講学生)

第40条 国内若しくは外国の他の大学院の学生が、大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該研究科はその定めるところにより、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。

3 特別聴講学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(特別研究学生)

第41条 国内若しくは外国の他の大学院の学生が、大学院において研究指導を受けようとするときは、当該研究科はその定めるところにより、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(研究生)

第42条 大学院において、特別の事項を研究しようとする者があるときは、研究科の定めるところにより、大学院研究生として入学を許可することができる。

第9章 補則

(準用)

第43条 この学則に定めるもののほか，必要な事項は，大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程の関係規定を準用する。

(その他)

第44条 第2条第2項，第4条第2項及び第11条のうち連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改廃は，連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の同意を得なければならない。

附 則

- 1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人成立の際，現に東京学芸大学に在学している学生（科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生を含む。）は，国立大学法人東京学芸大学が設置する東京学芸大学の学生となるものとする。